

## 2 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>  
<http://www.healing-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第28号を発行させていただきます。

みなさん十日戎に行っておられましたでしょうか？私は毎年行っているわけではないのですが、今年はちょうどその時期に京都に行く予定があったので、三大えびす神社のうちの1つである京都えびす神社に行ってきました。

今月は、先月の十日戎に京都に出かけた際に撮影した写真を掲載させていただきます。



(写真は、京都えびす神社にて撮影しました十日戎の様子です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**平成26年分の確定申告について、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**肝臓は大切な臓器 その2** を書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 平成26年分の確定申告について

平成26年分の確定申告の提出時期が近づいてきました。税理士としましては、そろそろ取引先さんへ書類をいづろお預かりさせていただけるかをお聞きする時期でもございます。

ここでは、平成26年分の確定申告について簡単に説明することにいたします。

提出期間	<b>申告所得税</b> <b>H27年2月16日からH27年3月16日まで。</b> なお還付申告（所得税の還付をしてもらう申告）につきましては、2月16日以前でも提出することは可能です。 <b>*早く所得税の還付を受けたい方はお早めに還付申告をすることをお勧めいたします。</b>  <b>消費税</b> <b>H27年2月16日からH27年3月31日まで。</b>
変更点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る <b>10%軽減税率の特例措置</b> が平成25年12月31日をもって <b>廃止</b> されています。</li> <li>・主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（<b>ゴルフ会員権等</b>）を譲渡して生じた <b>譲渡損失</b>（平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡</li> </ul>

	により生ずる損失に限ります。) については、 <b>給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされています。</b>
納付	現金で納付される場合 申告所得税 平成 27 年 3 月 16 日まで 消費税 平成 27 年 3 月 31 日まで <b>振替納税を利用されている場合</b> 申告所得税 平成 27 年 4 月 20 日 消費税 平成 27 年 4 月 23 日
延納	申告所得税額を 1 回で納付するのが困難な場合に 2 回の分割にすることができます。 延納を届け出る額によっては <b>利子税 (1.8%)</b> が必要になる場合がありますが、平成 26 年分につきましては、 <b>260,000 円未満までなら利子税は不要</b> となっております。



(写真は、京都市にある西芳寺(苔寺)にて撮影しました)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

今月は来年度予算案以外の内容を取り上げております。

#### 日本経済関連

日経新聞に「倒産 24 年ぶり 1 万件割れ 借入金利が低下 中小向け融資増」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・東京商工リサーチによると 14 年の倒産件数は一昨年の 1 万 855 件に比べて約 1 割減少し、1990 年の 6468

件以来、24 年ぶりに 1 万件を割り込んだようだ。

- ・倒産減少の背景には銀行が中小企業への融資を増やしている。日銀の調査では、**中小企業向け融資は昨年 10 月まで 16 カ月連続で増加**している。
- ・企業の借入金利の低下によって資金繰り自体も改善している。中小企業の返済猶予を促す「中小企業金融円滑化法」は 13 年春に打ち切りとなったが、金融庁などの要請もあって金融機関は返済猶予など貸し出し条件の変更にも応じている。
- ・資産が負債を上回って経営は健全だが、後継者難で事業の継続を断念する企業が増えており、倒産の減少につながっている面もある。**休廃業や解散は 13 年に 2 万 9 千件と 03 年以降で最多**だった。
- ・東京商工リサーチの友田信男・取締役情報本部長は「円安と人手不足が中小企業の業績を圧迫しており、**今後は緩やかに倒産が増加に転じる可能性がある**」と指摘する。

と書かれておりました。

\*クライアント先の経営者との話や親しくさせていただいている税理士さんと話をしていると新聞記事に書かれている内容より現状はもっと厳しいように感じます。

#### 退職金共済関連

日経新聞に「零細企業の退職金共済 親族継承で減額せず 経産省」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省は個人事業者など零細企業の事業承継を促すため、中小企業経営者向けの共済制度を見直す。**現状の制度では、親族に事業を引き継ぐと金額が減るルールになっている。この減額をやめ、世代交代をしやすいとする。**
- ・経産省は 1 月に始まる通常国会に小規模企業共済法改正案の提出を目指す。
- ・いまの制度では個人事業者が子供や配偶者に事業を引き継ぐと中途解約した扱いになる。さらに経営を引き継いだ後も親族を通じて事業からの収入が入ってくる

との想定から、共済金を減額する制度になっている。

- ・今回の改正では廃業した場合と同額が支払われるようにする。

と書かれておりました。

\*これまでクライアント先さまに毎年の所得税などの節税効果と事業を廃業したあとの年金としてご紹介しておりましたが、このような減額制度があったことを恥ずかしながら知りませんでした。細かい部分まで確認しておかないといけませんね。

## 国民年金関連

日経新聞に「滞納7カ月、所得400万円以上 保険料の強制徴収拡大 国民年金」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は自営業者らが入る国民年金で、保険料滞納者の強制徴収を拡大する。2015年度は所得400万円以上で、7カ月以上保険料を納めていない滞納者に督促を実施する。20万人が対象になる。督促状を送っても指定期限内に納付しない場合は、預貯金など財産の差し押さえ手続きに入る。
- ・今後も強制徴収の対象者の範囲を段階的に広げる。18年度には所得300万円以上で未納月数7カ月以上の滞納者に督促を実施する。所得が300万円より低く、保険料の支払い余力に乏しい人には、保険料の免除手続きを行ってもらう。

と書かれておりました。

\*現状の年金制度ですと若い世代の方々は、給付を受けるまでにご自身で納付する額より受け取る額の方が少なくなるので自ら進んで納付しようと思っておられないことも未納率が多くなっている原因のように思います。

## 助成金関連

日経新聞に「若者定着企業に助成 厚労省が認定制度人材集めやすく」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

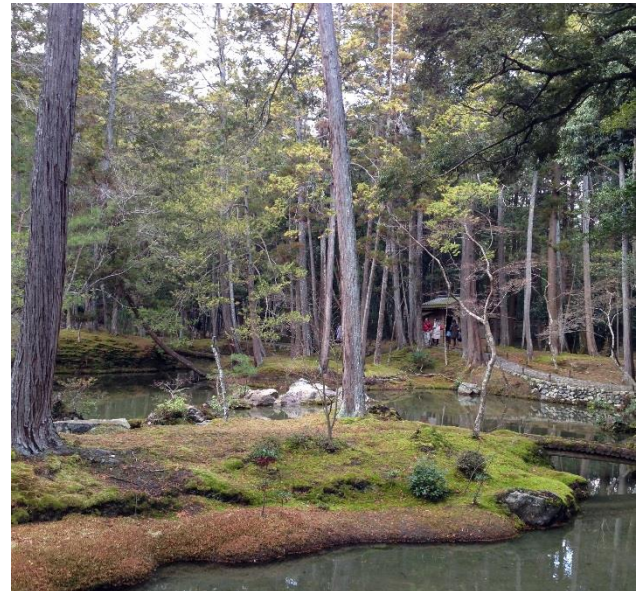
- ・3年以内の離職率が3割以下といった数値基準を満たす企業を、若者が働きやすい会社と認定して助成金を出す。

- ・具体的には ①3年以内の離職率が30%以下 ②有給休暇の平均取得率が70%以上または10日以上 ③平均残業時間が月20時間以下、または週60時間以上働く人が5%以下 といった数値基準をすべて満たす企業が対象となる。

- ・優良企業を認定する一方で、若者の離職が多い「ブラック企業」への就職を防ぐ。違法な長時間労働や、残業代の不払いといった違法行為を繰り返す企業が求人票を出しても、ハローワークが拒否できるようにする。ハローワークはこれまで、原則として全ての求人を受け付ける義務があった。

と書かれておりました。

\*数値基準が厳しいように思いますが新たな試みをされるのはいいことだと思います。実際に施行されたらまた取り上げてみたいと思います。



(写真は、京都市にある西芳寺(苔寺)の中庭です)

## 事業承継関連

日経新聞に「自営業 後継者に税優遇 政府検討 資産相続の負担軽減」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は

- ・政府は自営業者を支援するため、相続税の優遇措置を拡大する。
- ・今年1月の相続増税が事業承継の障害になるとの声に配慮し、2016年度税制改正で議論する。
- ・税優遇は、法人の形態をとらず個人で事業を営む自営

業者を対象とする。

- ・今回は、建物や設備の評価額を一定額減額することを検討。事業が軌道に乗るまで猶予する案もある。

と書かれておりました。

\*また関連情報が新聞記事に取り上げられましたら、ご紹介いたします。

#### 4 肝臓は大切な臓器 その2

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、先月に引き続き「肝臓という臓器」について書かせていただきます。

#### 肝臓の働きの1つ目「代謝」

人間の身体は食べ物から吸収した栄養素などをそのままの形で利用することができないので、その栄養素を使いやすいように作り替える必要があります。その働きをつかさどっているのが、肝臓です。この働きを「代謝」といいます。

- ・ご飯・パン・麺類などの糖質は、

#### インスリンの助けを借りてブドウ糖

に作り替えられて全身の細胞に送り届けられます。

- ・肉類・卵・豆腐などのタンパク質は、

#### アミノ酸

に分解され身体の材料や様々な酵素に作り替えられます。

- ・揚げ物・お肉の脂身・乳製品などの脂質は、

#### 胆汁酸の助けを借りて脂肪酸・グリセリン

に分解され

#### 善玉コレステロール・リン脂質

に作り替えられて細胞膜の材料になります。

栄養素を作り替えないと人間の身体に利用できないという点からも肝臓を大切にしないといけないのが良く分かります。

#### 肝臓の働きの2つ目「貯蔵」

1つ目の「代謝」の中で説明しました「ブドウ糖」を最も必要とするのが、人間の脳だそうです。

もしブドウ糖の供給が止まってしまったら脳の活動は一瞬にして妨げられてしまうので、その補給ができるように肝臓では余ったブドウ糖をグリコーゲンの形で備蓄しているとのことです。

このエネルギーを備蓄する働きのことを「貯蔵」作用とのことです。

今号も税務関連に多くの紙面を割いております関係で、このテーマに割ける紙面が少なくなりました。この続きの肝臓の働きの3つ目と4つ目は、次号に書かせていただきます。

#### 【参考文献】

- ・監修 医学博士 真弓定夫 「肝臓をいじめないで!!」 美健ガイド社
- ・肝臓の病気、検査値（ALT等）の意味が分かるサイトよく分かる肝機能ナビ（WEBサイト）
- ・オルニチン研究会（WEBサイト）

#### 5 編集後記

先月神戸市北区にある麒麟ビール神戸工場にて工場見学をしてきました。工場見学は無料で見学した後に出来たてのビールを試飲させていただけるので、それを目当ての工場見学でした。

工場見学ツアーは60分で、うち45分程度が工場見学、残りの15分程度でビールやジュースなどの試飲ができます。一応お一人3杯までとの制限がつけられています。ビールがお好きな方でしたら一度工場見学に行ってみられたらいかがでしょうか。

工場内部での写真撮影がOKとのことでしたので撮影しました。そのうちの2枚を掲載いたします。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。